

入札心得

(趣旨)

第1条 魚津市が発注する建設工事の契約に係る指名競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、指名通知書及び現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等に疑義があるときは、入札日の前日まで関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、次の各号の区分により提出するものとする。

(1) 電子入札 入札書の提出期間内に有効な電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を付して電子入札システムにより提出しなければならない。

(2) 出場入札 所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえで、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。

3 入札参加者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することができない。

4 電子入札にあつては、入札書提出期間内に入札書が電子入札システムにより提出されない場合、出場入札にあつては、指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとみなす。

5 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場させられることがある。

6 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

7 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

8 入札参加者以外の入札室への立ち入りは、禁止する。

(入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、電子入札にあつては、入札書提出期限まで、出場入札にあつては、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げ

るところにより申し出るものとする。

(1) 電子入札の場合は、入札辞退届を電子入札システムにより提出して行う。

(2) 出場入札の場合は、次の区分により行う。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 入札の辞退等により、入札参加者が1者となったときは、入札執行を中止するものとする。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の中止等）

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正な行為をし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

(3) 指名通知書に定める入札方法以外の方法で行われた入札

(4) 入札書に添付して提出することが求められる積算内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札

(5) 電子入札にあっては、電子署名が出場入札にあっては、入札書に記名押印がない入札

(6) 入札金額を訂正した入札

(7) 同一事項の入札に対し、同一人が2以上の意思表示をした入札

(8) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は二人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(9) 必要な記載事項を確認できない入札

(10) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不

正の行為があったと認められる入札

(11) 出場入札にあっては、委任状を持参しない代理人のした入札

(12) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格（最低制限価格を下回った者を除く。）以上の入札

(13) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、次の各号の区分により行うものとする。

(1) 電子入札 事前に設定した開札予定日時以降、速やかに電子入札システムの開札処理で行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、立会人の選任及び立合いを省略することができる。

(2) 出場入札 入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ、行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、電子入札にあっては、電子入札システムによりくじを行い、出場入札にあっては、直ちに当該入札をなした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。

(再度入札等)

第9条 開札をなした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札は、原則として1回までとする。

2 第6条の規定により入札が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできない。

3 第1項の規定による再度入札を行ってもなお落札しない場合は、指名替

えにより改めて入札を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、随意契約をすることができると認められる場合は、見積提出を希望する入札参加者から見積書を徴し、随意契約を行うことができる。

- (1) 最低入札価格と予定価格との差が僅少のとき。
- (2) 特殊な工事等で、新たに業者を指名することが困難なとき。
- (3) 災害復旧工事等で緊急を要するとき。
- (4) その他特にやむを得ない事由があるとき。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、落札決定した日から起算して7日（魚津市の休日を定める条例（平成元年魚津市条例第18号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(契約の保証)

第11条 請負代金額が500万円以上の場合、契約の締結と同時に、落札者は、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 落札者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 前2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約額の10分の1以上としなければならない。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として

異議を申し立てることはできない。

附 則（平成9年11月11日付け総第617市長決裁）

この入札心得は、平成9年11月11日から施行する。

附 則（平成11年9月17日付け財第65号 決裁）

この依命通知は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日付け財第186号 決裁）

この依命通知は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日付け財第629号市長決裁）

この依命通知は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年9月8日付け財第316号市長決裁）

この依命通知は、決裁の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。